科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6月18日現在

機関番号: 1 2 6 0 1 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011~2013

課題番号: 23530003

研究課題名(和文)ドイツ連邦選挙法違憲判決と選挙権の平等

研究課題名(英文) Equality of Voting Rights in German Federal Election and Constitutional Court

研究代表者

海老原 明夫 (Ebihara, Akio)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号:00114405

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,100,000円、(間接経費) 930,000円

研究成果の概要(和文):ドイツ連邦共和国連邦議会の選挙制度は、議席の半数を小選挙区で選出しながら、全議席を比例代表で配分しようとすることによって、選挙区当選者が比例配分を上回る超過議席の出現を排除し得ず、さらに超過議席は場合により、得票が多いと議席を減らし、少ないと議席を増やすという逆行的得票効果を随伴し得る。連邦憲法裁判所はこの逆行的得票効果を選挙の平等に反するとして繰り返し選挙法改正の必要を判示してきたが、これまでの度重なる法改正によっても、憲法裁判所の要求は満たされていない。しかしこれをめぐる議論によって選挙の平等の問題は掘り下げられ、とりわけ選挙の結果価値平等が中心な論点となってきている。

研究成果の概要(英文): German federal congressional election is basically a proportional representation, although the half of the congressmen are chosen in each district. This combination allows sometimes dozens of so-called overhang-mandates, i. e. more candidates of a party are chosen in a state than the proportio nal dues. The overhang-mandates brings under certain conditions the inverse voting effect: more votes make a party lose one representative and vice versa. German Constitutional Court daclared the inverse voting effect as unconstitutional and required a reform in 2008. But the new federal election law was again held to be against the Constitution in 2012, because it still can have the inverse voting effect. The main reason of the unconstitutionality is the viloation of equality of voting rights, which means in Germany not only the equality of the weight of a vote in each district, as is disscussed in Japan, but also the equality of the effect of a given vote to the formation of the congress.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・基礎法学

キーワード: 基礎法学 選挙権の平等 ドイツ連邦議会 選挙法改正 違憲判決

1.研究開始当初の背景

本研究開始時は、2007年7月3日の連邦憲法裁判所決定によって、ドイツの永年用いられてきた連邦議会選挙制度が、逆行的得票効果を発生させるという理由で違憲とされ、選挙制度の抜本的改革が近い将来に見込まれる状況であった。

2.研究の目的

本研究はその改革とそれをめぐる議論の展開を参考に、日本における投票権の平等の問題への示唆を獲得しようとした。しかし、2011年になされた改革は2012年に再び違憲と判断されるに至ったので、その経緯も慎重に跡づける必要が生じた。

3.研究の方法

連邦憲法裁判所の選挙法に関する諸判例を 丁寧に分析するとともに、改正法をめぐる立 法過程、あるいは成立後の解釈論的論議にも 配慮した。

4. 研究成果

(1) 連邦議会の選挙制度と超過議席

ドイツ連邦議会選挙は、小選挙区における 候補者の選出と、州ごとに作られる政党名簿 への投票に基づく比例代表選出とを組み合 わせた選挙制度を採用している(連邦選挙法 1条2項)。このために各投票者には、2票が 与えられ、第1票は小選挙区における候補者 に、第2票は州候補者名簿に投じられる(同 法4条)。

連邦議会の総議席数は598を基本とするが、後に説明する超過議席の発生によってこの総数は増加することがある。小選挙区は299あり、第1票にもとづいて、299の直接選出議席がまず確定される(同法1条)。残りの議席は州候補者名簿に対する第2票の得票数を基準として決定されていくことになるが、その手続は次のとおりである。

名簿を基準とした比例配分計算においては、残りの議席数(すなわち 299)ではなくて、総議席数の 598 を比例配分する(6 条 2 項)。2011 年改正以前ではその 598 議席を、まず同じ政党の名簿を連結した全国名簿(7 条 1 項、2 項)の得票を基準に、政党間で配分する(全国配分 Oberverteilung)。ついで各政党が獲得した議席を州ごとの名簿得票数に応じて比例配分する(州配分 Unterverteilung)のである(7 条 3 項)。

こうして各州候補者名簿への配分議席数が確定した段階で、小選挙からの直接選出議席との差引調整が行われる。大部分の州候補者名簿については、名簿への配分議席数がその党がその州で獲得した直接選出議席数を上回るので、その不足分は名簿掲載の上順なの候補者から順に埋められていくことになる。しかしながら、州候補者名簿への議席配分数が、常に直接選出議席数を上回ると超過しらない。このように名簿への配分数を超過し

て小選挙区で獲得された議席は、超過議席 (Überhangmandat)と呼ばれる。2009 年の選挙 では合わせて 24 の超過議席が発生した。

(2) 超過議席をめぐる憲法裁判所の判断

超過議席の憲法適合性の問題が強く意識 されたのは、1994年の連邦議会選挙において 16 の超過議席(キリスト教民主同盟 12、社会 民主党 4)が発生し、その結果連立与党が得票 率としては半数に達しなかったにもかかわ らず、議席数としては過半数を確保した事態 に直面してのことであった。時代は 1982 年 以来続いてきた、コール(Helmut Kohl)首相 率いるキリスト教民主同盟・キリスト教社会 同盟および自由民主党の保守連立政権の末 期であって、すでに殆どの州で社会民主党を 含む革新政権が成立し、各州政府の代表者が 送り込まれる連邦参議院と連邦議会との間 の「ねじれ現象」の弊害も顕著になっている 状況であった。まさにそれゆえに、政党名簿 の得票率が正確に連邦議会の議席配分に反 映されるならば、政権交代が実現し得たかも 知れなかったのに、それが超過議席という仕 組みによって阻止された、という受け止め方 が出現したのである。

この選挙結果を承けて、超過議席の憲法適合性を問題にする論稿が数多く出現するとともに、連邦憲法裁判所にはニーダーザクセン州政府が抽象的法令審査を求める申立を行った。この問題について下された1997年4月10日の連邦憲法裁判所判決においては、判断が4対4の同数に別れたため、「賛否同数の場合には、基本法ないしその他の連邦法に対する違反を確認することはできない」と定める連邦憲法裁判所法15条4項3文により、超過議席の制度を許容した合憲判断が法廷意見となった。

超過議席の憲法適合性を判断する際に基準として援用されるのは、基本法第38条第1条が定める「選挙の平等」である。注意しなければならないのは、小選挙区からの選出と州候補者名簿を媒介とした比例代表選出とを組み合わせているドイツの連邦議会選挙においては、この「選挙の平等」は二つの異なった意味において理解されていることである。

すなわち、「選挙の平等」といっても、選挙区選出に関わる「選挙の平等」は「機会(Chance)」の平等であって、投票に先立ってすべての有権者が均しい重みの一票をもつことを要請するのに対して、比例代表選出に関わる選挙の「結果価値」の平等は、実際に投じられた票の重みが議席配分に均しく反映されることを要請するものとされているのである。

それでは現行の選挙制度について法廷意 見はどのような判断を下しているのだろう か。

法廷意見によれば、各選挙区からはそれぞれ において最多得票を得た候補者一名が「直接 に選出され」、その時点においてすでに連邦 議会の構成員としての資格を認められる。それに対して「名簿選出議員は数学的な議席配分手続を経て初めて議席を獲得する」にすぎない。もちろんその際には、政党候補者が獲得した直接選出議席への配分数選出議席から控除されるが、選挙区選出議員数が配分されたが、選挙区選出議局が発生する。こと「比例配分を越えて政党に配分された州候補者名簿選出議席なのではなくて、直接選出議席である」ということになる。

このように法廷意見は、超過議席は選挙区からの直接選出議席である、という理解に立脚する。そして現行の選挙制度は、選挙区で候補者を直接に選出する、という「人的選出」を加味した比例代表制なのであって、比例代表制的議席配分は排他的に議席配分原理としての地位を与えられておらず、当初から人的選出の要素によって限定されているものだ、と理解するのである。法廷意見は、次のように述べる。

「議席の半数を選挙区で、そして残りの半数を政党名簿で・しかも比例配分調整に先立って・選出させる、という立法者の決断によって、比例代表選出権としての全投票の結果価値平等は、はじめから限定された射程しか持たせられていない。このような傾向的規制を正当化するのは、人的選出の要素を加味した比例代表制を、選挙区選出議員の少なくと明らについては選挙区との密接な人的関係を保障する、というかたちで選択した、という立法者の決断である」。

(3) 逆行的得票効果

2008年7月3日の連邦憲法裁判所判決は、現行連邦選挙法の定めが、逆行的得票効果を発生させる可能性を有する限りで、選挙の平等(基本法38条1項)に反し、違憲であると判示した。逆行的得票効果と称される現象は、連邦憲法裁判所の説明によれば次のとおりである

「ある州におけるある政党の選挙区当選者数に比して、第二票によって州候補者名簿に(州)配分された議席数がそれと同じ、ないしそれ以下である場合には、連邦全体における政党相互間の全国配分議席数に影響を与えない限りは、その州での第二票が少ない方がその政党にとって有利になることがある。……この効果が逆の方向で働くことも考えられる。すなわち、ある政党が第二票を増やすことによって超過議席を一つ失い、それによって全体の議席数を減らすことがあり得る。

つまり、ある政党が第二票を少なく獲得することがかえってその政党の議席を増加させ、あるいは多く獲得することが逆に議席を減少させる、という具合に、得票が議席獲得に逆行的に作用する現象をいうのである。

この現象が発生するためには、一定の条件が充たされていなければならない。まず、当

該政党に超過議席が発生しているか、あるいは少なくとも名簿への配分数と同数の選挙 区選出議席の獲得があること、言い換えれば、 州候補者名簿からの当選の余地がない、すなのわち名簿の「出る幕がない」という条件である。さらに名簿への得票によって議席配分を、連結した全国名簿によって政党間の配分を先ず行い(全国配分)、次いで各政党ごとに州名簿に配分していく(州配分)という二段階の配分手続が踏まれることが、逆行的得票効果発生の制度的前提条件である。

この二段階の配分手続によって州候補者 名簿への議席割当数が定まるということは、 各州の議席の定員が存在しないことを意味 する。各州の議席は、名簿への得票によって 変化する。たとえば得票率が高い州では、議 席が相対的に多くなる。あるいは、5%条項 (連邦選挙法6条6項)ゆえに議席配分を得ら れなかった政党が他州に比べて多くの票を 集めた州では、議席配分に算入される得票が それだけ少なくなるから、議席が相対的に減 少することになる。

もちろんこうした逆行的な効果は、通常は 選挙の終了後に初めて仮定的に措定される ものでしかない。すべての得票が確定するま では、どの投票が逆行的な得票効果をもたら すのかはわからないし、得票が確定した後に も、もしあと何票多かったとすれば、あるい は少なかったとすれば、こうなったであろう、 という反実仮想がなされ得るに過ぎないの である。ところが、2005 年 9 月の連邦議会選 挙の折には、ある特殊な状況の下にこの逆行 的得票効果が仮定的にではなくて、実践的な 機能を果たすことになった。

それは、ドレスデン市の一つの選挙区(第 160 選挙区)で、候補者が投票日直前に死亡し たため、連邦選挙法第 43 条の定めにしたが って、同選挙区の投票だけが後日に繰延べら れたことによる。当然のことながら、繰延投 票実施の時点では、他のすべての選挙区にお ける選挙区結果は確定しており、ドレスデン 市が属するザクセン州では、キリスト教民主 同盟がすでに3つの超過議席を獲得していた。 この状況を前提に、次のような予測計算がな され、報道されていた。すなわち、この選挙 区における最有力候補者もキリスト教民主 同盟の候補者であったが、もしキリスト教民 主同盟が第二票を 41,255 票以上獲得すると 同党は1議席を失い、それ未満であると1議 席を失わずに済む、というものである。実際 繰り延べ投票の投票者は、それを念頭に置き つつ投票行動を採り、キリスト教民主同盟の 第二票の得票は38,208票にとどまった。

(4) 2008年7月3日判決

連邦憲法裁判所は、全国配分と州配分という二段階の議席配分方法によってもたらされる、と説明する。したがって連邦憲法裁判所によれば、逆行的得票効果が発生する蓋然性は、超過議席の数とともに増大することになる。そしてこの逆行的得票効果は、投票の

平等に対する顕著な侵害になるという。

「しかしながら、投票の目指す有利な効果が 逆方向に向けられてしまうのは、結果価値の 平等の侵害となる。議席配分の基礎とな効果を 有していてはならない。もちろん配分手続の 不可避な帰結として、若干の投票が[投票者 が支持しようとする]ある政党に有利に働か ないことである。しかしながら、ある政党のた めに投じられた票がその政党に不利に関挙 の意味と目的に違背する。

ただし連邦憲法裁判所は、この逆行的得票 効果という瑕疵が存在し、しかもそれが選挙 のある部分だけではなくて全体にも影響を 与えるものである、ということを認めながら も、当の連邦議会選挙が無効であるとするわ けでもなく、また解散と再選挙が必要である という判断を下したわけでもなかった。それ について、選挙審査における介入最小化の要 請を持ち出し、現状保護を優先すべきことな どを説くが、何よりも決定的なのは、もし選 **挙無効や解散によって再選挙がなされるこ** とになっても、逆行的得票効果という瑕疵を 有する現行選挙法によって再び選挙を行う しかなくなる、という事情であったと思われ る。こうして判決は、立法者がこの違憲状態 を遅くとも 2011 年 6 月 30 日までには解消す べきものとした。

(5) 2011 年 11 月 22 日の連邦選挙法改正法 立法者は、この 2011 年 6 月 30 日という連 邦憲法裁判所によって設定された期限を約 半年徒過した 2011 年 11 月 22 日施行の連邦 選挙法改正法によって、違憲判決に応えるべ く次のような選挙制度改正を行った。

改正のおそらく最重要な点は、連邦選挙法 第7条を削除することによって、名簿の連結 という手法を廃止したことである。その結果、 議席は最初から州ごとに配分されることに なる。それについて立法者は、先ずもって各 州ごとの議席数を投票数に応じて確定する こととした。しかし、各政党の当該州候補者 名簿への議席配分は、この各州への配分議席 を比例配分するのではなくて、全議席を各名 簿の獲得票に応じて比例配分する。しかしな がら、このような各政党の州候補者名簿ごと に議席を配分する、という配分手法は、死票 の出現可能性を飛躍的に増大させることに なる。そこで、小数点以下の配分議席を得た 名簿への残余議席の配分において、死票の存 在をできるだけ打ち消していく方針が採ら れることになった。 以上が 2011 年の連邦 選挙法改正によって登場した新しい議席配 分方法である。

(6) 2012年7月25日判決

ところがこの 2011 年の改正法が定めた連邦議会選挙における議席配分方式も、連邦憲法裁判所によって違憲の刻印を押されることになった。それが 2012 年 7 月 25 日の判決

である。ここでも連邦憲法裁判所が出発点と したのは、選挙権の平等であった。

それを連邦憲法裁判所は、「選挙区域全体での平等な効果発揮可能性」と定式化する。その第一の帰結は、日本で言われるのと同じような、選挙区割りの平等である。しかし比例代表的配分手続きにおいては、「いかなる投票にも選挙手続のすべての段階において選挙結果への平等な影響可能性を保障する効果発揮可能性の平等の要請は、あらゆる有効投票が計算手続において同じ重さで評価されること、したがってあらゆる有効投票が比率的に同等の効果を与えられること(効果価値の平等)を原則として要求する」とされる。

このような基準に照らして連邦憲法裁判 所は、次の三つの側面から 2011 年改正法に よる議席配分手続を違憲であるとした。すな わち第一に、この改正法によってもなお逆行 的得票効果が排除されず、その結果として選 学の平等性と直接制の原則および政党の機 会均等の原則が侵害されるとした。第二に、 新設された連邦選挙法第 6 条第 2a 項による 剰余議席の配分手続が、選挙権平等の原則と 政党の機会均等の原則に反するとした。そし て第三に、超過議席の発生が一定範囲を超え るならば、連邦議会選挙の比例代表制選挙と しての基本的性格を失わせることになるが、 それにもかかわらず調整が行われないでい る場合には、やはり選挙権平等の原則と政党 の機会均等の原則に反するとしたのである。 この第三の点は、これまでの連邦憲法裁判所 の判例の路線とは異なって、比例代表制とし ての基本的性格をより重視することになっ た点で、注目に値するものである。

この判決に見られた新しい傾向の分析の ためには、ドイツにおける学界の反応をくわ しく見る必要があるが、現在のところ、その ための資料の収集と分析は完了しておらず、 本報告書ではこれ以上の評価をすることが できない。

その点の分析が終わり次第、独立の論文として発表する予定である。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

海老原明夫(EBIHARA Akio)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授 研究者番号:00114405

(2)研究分担者

大西楠・テア (OHNISHI Nami Thea)

駒澤大学・法学部・講師

研究者番号:70451763

(3)連携研究者 なし